# いしかりしじょうほう こみゅにけーしょんじょうれい かしょう たたきだい かくにん 石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき台【確認】

### (はじめに)

前回(2月に)開催された令和4年度第3回検討委員会では、「条例のたたき台」の修正版について、「施策の推進方針(第7条)」以外のないようなといる。 ないよう みな 内容を皆さんで確認し、そして新たな意見も出されたところです。

そして、それらの内容を市役所の法律の担当者にみてもらいましたので、今回はその結果について、皆さんと確認していきたいと思います。

また、前回もお話ししましたが、条例は法律と同じように、決まった 言葉を使うことや書き方などがありますので、覚えておいてください。

それでは、「前文」から一つ一つ確認をしていきたいと思います。

## てはいしょ じょうれい ぜんたい ことば かくにん 【最初に、条例の全体にかかわる言葉の確認について】

「前文」の確認に進む前に、条例の全体で使われている「発信」と「取得」という言葉について、それぞれ「情報を伝えること」と「情報を得ること」という表現に変えることに問題はないか法律の担当者に確認をしましたので、そのけっか ほうこく 結果を報告します。



### 【結果(法律の担当者からの回答)】

変えることについては問題ないと思います。検討委員会の中でわかりやすいと思う方を選んでもらえればと思います。

今回の資料ではすべて「発信」と「取得」を使っていますが、今後どちらを使うかを、まずはここで確認したいと思います。

## 【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

## ぜんぶん (前文)

私たち市民の願いは、**障がいのある、ないにかかわらず**、左がいにこるを通わせ 理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいまちにしていくことです。

そのためには、市民一人ひとりが<u>障がいのある、ないにかかわらず、その人の</u> <u>わかる方法</u>で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、 こきなりには、ためないではらしまた。 これがいることや、 コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

また、情報の取得が難しいことやコミュニケーションがとりにくいことで、自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、本人の意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく必要な情報を取得し発信できる環境を整えることが重要となります。

( 「前文」の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について)

ず、という表現が使われていますが、ここには市の理想が書かれているので、 障がいのある人もない人も、一緒にその理想を自指していこうとすることが ここに書かれていることは問題ないと思います。

しかし、書き始めの文に続く「そのためには、市民一人ひとりが産がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。」という文ですが、ここには条例の目的となる"障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくこと"が書かれるものと思います。ここで「障がいのある、ないにかかわらず」という表現を使うと、障がいのない人のこともしっかり考えていかなければならなく、とても広い意味の条例となり、障がい福祉に関係する人たちだけで責任を持つ条例ではなくなることから、ここの表現は変えた方が良いと思います。



(事務局の修正案について)

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。
「そのためには、市民一人ひとりが<u>障がいのある人のわかる方法</u>で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に
おこなうしゅだかたかつよう
ですることが必要です。」

以上となります。

れいわ ねんど だい かいいしかりしじょうほう こ ま ゅ に け ー しょ ん じょうれい かしょう かか けんとういいんかいしりょう 令和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料 つかり たま 今和 5 年 4 月 2 8 日

# 【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

#### もくてき (**目的**)

第1条 この条例は、<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき、</u>障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による情報の発信や取得ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境にすることを基本理念と定め、石狩市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、**誰もが**分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とします。

( 【目的(第1条)】の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった は果について)

#### かいとう 【**回答**

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき」という部分ですが、この法律には「障害者」がきちんと書かれて(定義されて)おり、そして今つくっている条例にも「定義(第2条)」のところに「障がいのある人(つまり障害者)」が同じく書かれて(定義されて)いますので、今つくっている条例と法律がつながっている、法律に基づいている、ということがわかることから、ここに法律名を書く必要はないと考えます。

### かいとう 【回答 】

「<u>障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法</u>」と書かれていますが、「前文」の【回答】のところで書いたとおり、この条例の目的は、"障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくこと"ですので、「障がいのある人」のための目的内容とするべきだと考えます。

これから先に出てくる同じような文についても、条例の目的と合わせ、「障がいのある人のわかる方法」にしていきたいと思います。

#### かいとう 【**回答** 】

「<u>基本理念と定め</u>」と書かれていますが、基本理念については条例の「基本理念(第3条)」に書かれるものであり、ここには目的として「障がいのある人の環境の整備」について書かれるべきだと考えます。

#### かいとう 【**回答** 】

「<mark>誰もが</mark>」と書かれていますが、ここはどんな人かをきちんと書くべきなので、「障がいのある、ないにかかわらず」の方が良いと思います。



じむきょく しゅうせいあん 《事務局の修正案について》

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。
「この条例は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境を整備し、
「大きない」が、「市」という。)の實務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいのある、ないにかかわらず分け隔でられることのない共生社会を実現することを目的とします。」

## 【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

#### ていぎ (**定義**)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及びとならいできょうへきにおります。 社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。

- (4) 市民 市内に居住する者、 <u>通勤する者、 又は通学する者</u>をいいます。
- じぎょうしゃ しない じぎょう いとなむこじんまた ほうじん (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者 (1) まるうどくしゃ ふくみます そのほか (朗読者を含みます。)その他の障がいのある人の意思疎通の支援等を まこなうものまた だんたい 行う者又は団体をいいます。
- (7) <u>合理的配慮</u> 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その じょうきょう まうじて まこなわれるできせつ ちょうせい まょび へんこう 状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。 <u>また、</u> **合理的配慮は可能な範囲で最大限提供しなくてはなりません**。

( 【定義(第2条)】の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった は果について)

#### かいとう 【**回答** 】

「(3)コミュニケーション手段」のところに、「ICT」や「スマートフォン」などの用語を入れることについてですが、ここに書かれている用語は、障がいのない人が一般的に利用するようなコミュニケーション手段以外のものが書かれていると思われるので、障がいのある人向けの特殊なICTやスマートフォンなどであれば定義することも考えられますが、一般的に利用されているコミュニケーション手段をここに定義することは難しいと考えます。でに、「漢字や片仮名」と書かれていますが、ここは「漢字及び片仮名」という書き方が正しいです。

最後に、「30振り」という用語ですが、ここは「050がなをつける」に変えた方が良いと考えます。

#### かいとう 【**回答**

「<u>(4)市民</u>」のところで「<u>通勤する者、文は通学する者</u>」と書かれていますが、ここを「**通勤する者又は通学する者**」という(点を取った)書き方が正しいです。

#### かいとう 【**回答** 】

「(7)合理的配慮」のところに書かれている「また、合理的配慮は可能な範囲で 量大限提供しなくてはなりません」という文ですが、ここは言葉の説明が書かれるところなので、「しなくてはなりません」というような文はここに書かれるのではなく、書くとするとこの後の「責務」や「役割」のところで書かれるものだと考えます。

じむきょく しゅうせいあん つぎ ペー じ か 「事務局の修正案」は次のページに書いてます。



#### ) じむきょく しゅうせいあん 《事務局の修正案について》

ほうりつ たんとうしゃ いけん さんこう つぎ ぶん しゅうせい 法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

- 「(3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思 を通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、 がんじおよびかたかな 漢字及び片仮名などにふりがなをつける、身振り、重度障がい者用意思 でんたっそうち (ちもじ) 「C T (情報伝達技術)機器での他の障がいのある ひとうほうほう でんたっきじゅっ たまま でいる 人が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として かつよう なまる たままな かんじようほう たっそうち (ちもじ) 大き 大き (ちもじ) 大き 大が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として かっよう 大き (おとし) この 「とし) この 大き (おとし) この ・だん (おとし) この 大き (おとし) この ・だん (おとし) にんり ・だり ・だん (おとし) にんり ・だん (おとし) にんり ・だん (おとし) にんり ・だん (おとし) にんり ・だり ・だん (おとし) にんり ・だん (おとし) にんり ・だん (おとし) にんり ・だんり ・だん (おとし) にんり ・だん (おとし) にんり ・だんり ・だん (おとし) にんり ・だん ・だん (おとし) にんり ・だん (おとし) にんり
- (4) 市民 市内に居住する者、<u>通勤する者又は通学する者</u>をいいます。 ~ 途中省略 ~
- (7) **合理的配慮** 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その
  じょうきょう あうじておこなわれるてきせつ ちょうせいおよびへんこう
  状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。」

### しむきょく しゅうせいあん せつめい 【事務局の修正案の説明について】

「(3) コミュニケーション手段」の中に「上て丁(情報伝達技術)機器」という言葉を入れました。法律の担当者の回答では、ここに書くことは難しいということでしたが、全国の条例を調べたところ、東京都渋谷区で制定された、 はうほうことが、全国の条例を調べたところ、東京都渋谷区で制定された、 情報コミュニケーション条例と同じような条例 (渋谷区手話言語への理解では進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例: 2022年4月制定)に同じ言葉が定義の中で使われていたので、私たちのようが、 たいまりがに たいまない にようがに たいたので、私たちの条例にも同じように書いても良いかどうか、もう一度確認してみようと思います。

しゃかいてきしょうへき しょう ひと ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ まくるうえ **社会的障壁**とは・・・ 障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨**げになる(生活がしづらく思う)ようなこと**をいいます。

その**妨げになる**(生活がしづらく思う)ようなこととは、社会的障壁の中にかかれている「**障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念**」のことをいい、それぞれの意味は以下のとおりとなります。

・障壁となるような社会 における事物	□ がいのある人が利用しづらい施設や設備 など
・障壁となるような制度	□ がいを理由に取得できない資格 など
・障壁となるような慣行	でと そんざい いしき ぎょうじ <b>障がいのある人の存在を意識していない行事や</b> <b>文化</b> など
・障壁となるような観念	<sup>ひと</sup>

これらが**社会的障壁**ということになります。

<u>**平易な表現、実物**</u>とは・・・実際のもので簡単に見せることができるもの。
たとえばじっさい リール ご
例えば実際のリンゴやえんぴつなど。

できりてきはいりょ **合理的配慮**とは・・・障がいのある人とない人が平等に扱われるために、変更 ちょうせい おこなう や調整を行うことをいいます。

## こうりてきはいりょ れい 【合理的配慮の例】

- ・意思を伝えるために文字や絵を使うこと
- ・目の不自由な人に、音声で情報を伝えること

できまいりょ など、これらが**合理的配慮**ということになります。 れいわ ねんど だい がいいしかりしじょうほう こ きゅ に け ー しょん じょうれい かしょう がか けんとういいんかいしりょう 令和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条 例 (仮称)に係る検討委員会資料 れいわ ねん がっ にち 令和 5 年 4 月 2 8 日

# ばんかい みな かくにん したそれぞれの条例の文について

#### きほんりねん (**基本理念**)

第3条 <u>障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による情報の</u>
はっしん しゅとくまょび こ みゅ に け ー しょん しゅだん りょう えんかつ おこなうけんり さいだいげん 発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に きんちょう **尊重**します。

- 2 コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とないというできます。 こまないます い人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。
- 3 障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合い、誰も が暮らしやすいやさしいまちになることを目指します。

れいわ ねんど 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料 今和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料 今和 5 年 4 月 2 8 日

( 【基本理念(第3条)】の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について)

#### かいとう 【**回答**】

「**障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法**による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に 尊重」と書かれていますが、ここには「障がいのある人」のことが書かれるものと考えられ、また、コミュニケーションをしやすい環境整備についても基本理念に書くべきだと考えます。



じむきょく しゅうせいあん 《事務局の修正案について》

ほうりつ たんとうしゃ いけん きんこう つぎ ぶん しゅうせい 法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「<u>障がいのある人のわかる方法</u>による情報の発信や取得及びコミュ に けっしょ かしゅだん りょう えんかつ おこな けんり さいだいげん そんちょう しょう アンチ段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重 し、 障がいのある

れいわ ねんど だい がいいしかりしじょうほう こ きゅ に け ー しょん じょうれい かしょう がか けんとういいんかいしりょう 令和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条 例 (仮称)に係る検討委員会資料 れいわ ねん がっ にち 令和 5 年 4 月 2 8 日

#### ばんかい みな 【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

# (**市の實務**)

れいわ ねんど だい かいいしかりしじょうほう こ ま ゅ に け ー しょ ん じょうれい かしょう かか けんとういいんかいしりょう 令和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料 つかり たま 今和 5 年 4 月 2 8 日

( 「市の責務(第4条)」の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について)

### かいとう かくにん 【回答(確認)】

「 目的(第1条)」の【回答 】のとおり、「**障がいのある人もない人も、その人 のわかる方法**」という文を「**障がいのある人のわかる方法**」に変えたいと思います。



### 《事務局の修正案について》

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。
「市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、<u>障がいのある人のわかる方法</u>による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。」

れいわ ねんど だい がいしかりしじょうほう こ サッド けっしょ んじょうれい かしょう がか けんとういいんかいしりょう 令和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条 例 (仮称)に係る検討委員会資料 で 令和 5 年 4 月 2 8 日

# ぜんかい みな かくにん したそれぞれの条例の文について

# (**市民の役割**)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、 **障がいのある人もない人も、** その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の 利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

れいわ ねんど だい かいいしかりしじょうほう こ ま ゅ に け ー しょ ん じょうれい かしょう かか けんとういいんかいしりょう 令和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料 つかり たま 今和 5 年 4 月 2 8 日

( 「市民の役割(第5条)」の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について)

### かいとう かくにん 【回答(確認)】

目的(第1条)」の【回答 】のとおり、「<u>障がいのある人もない人も、その人</u> <u>のわかる方法</u>」という文を「<u>障がいのある人のわかる方法</u>」に変えたいと思い ます。



### じむきょく しゅうせいあん 《事務局の修正案について》

はまりつ たんとうしゃ いけん さんこう つぎ ぶん しゅうせい 法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。 
「市民は、基本理念に対する理解を深め、 
「障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします」

## ばんかい みな かくにん したそれぞれの条例の文について

#### じぎょうしゃ やくわり (**事業者の役割**)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、**障がいのある人もない人も、**その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の
りょう そくしん
利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

( 【事業者の役割(第6条)】の内容を、法律の担当者に確認をしても らった結果について)

### かいとう かくにん 【回答(確認)】

目的(第1条)」の【回答 】のとおり、「 $\frac{\hat{\mathbf{p}} \cdot \hat{\mathbf{r}} \cdot \hat{\mathbf{r}}}{\hat{\mathbf{p}} \cdot \hat{\mathbf{r}} \cdot \hat{\mathbf{r}}}$ 」という文を「 $\frac{\hat{\mathbf{p}} \cdot \hat{\mathbf{r}} \cdot \hat{\mathbf{r}}}{\hat{\mathbf{p}} \cdot \hat{\mathbf{r}} \cdot \hat{\mathbf{r}}}$ 」という文を「 $\frac{\hat{\mathbf{p}} \cdot \hat{\mathbf{r}} \cdot \hat{\mathbf{r}}}{\hat{\mathbf{p}} \cdot \hat{\mathbf{r}} \cdot \hat{\mathbf{r}}}$ 」に変えたいと思います。



#### じむきょく しゅうせいぁん 《事務局の修正案について》

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。
じぎょうしゃ きほんりねん たいするりかい ふかめ しょう がいのある人のわかる方法に事業者は、基本理念に対する理解を深め、 **彦がいのある人のわかる方法**による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための
し しきく きょうりょく するよう努めるものとします。」

「事業者は、その事業を行うに当たり、**障がいのある人のわかる方法**で ままり こりまた は、 で がいのある人のわかる方法 で こ みゅ に け こしょん しゅだん りょう コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう 努めるものとします。」

### しきく すいしんほうしん (**施策の推進方針**)

# しゅうせいまえ

第7条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を



#### しきく すいしんほうしん (**施策の推進方針**)

### しゅうせいご 【**修正後**】

だいでよう し しさく すいしん ほうしん いか しさく すいしんほうしん 第7条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を



しぇんしゃそのほかかんけいしゃ いけん きき いけん そんちょう 支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

れいわ ねんど だい がいしかりしじょうほう こ サッド けっしょ んじょうれい かしょう がか けんとういいんかいしりょう 令和 5 年度 第 1 回石狩市情報・コミュニケーション条 例 (仮称)に係る検討委員会資料 で 令和 5 年 4 月 2 8 日

## ばんかい みな かくにん したそれぞれの条例の文について

#### ざいせいじょう そ 5 (**財政上の措置**)

第8条 市は、<u>障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法</u>による じょうぼう はっしん しゅとくまょびこ みゅっに けっしょん かんするしさく すいしん 情報の発信や取得及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要 な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

( 「財政上の措置(第8条)」の内容を、法律の担当者に確認をしても らった結果について)

### かいとう かくにん 【回答(確認)】

目的(第1条)」の【回答 】のとおり、「<u>障がいのある人もない人も、その人</u>のわかる方法」という文を「<u>障がいのある人のわかる方法</u>」という文を「<u>障がいのある人のわかる方法</u>」に変えたいと思います。



じむきょく しゅうせいあん 《事務局の修正案について》

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。
「市は、<u>障がいのある人のわかる方法</u>による情報の発信や取得及びこみゅには、サーレュル かんするしさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そ ち こうコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」

で和5年度第1回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料・2000年度第1回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料・2000年度<

# ばんかい みな かくにん したそれぞれの条例の文について

#### いにん (**委任**)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

## かいとう かくにん 【回答(確認)】



しゅうせい 修正はありませんでした。